所得税の確定申告

市県民税・国民健康保険税の申告

所得税の確定申告、市県民税・国民健康保険税の申告の市内会場設置期間は、2月13日㈬から3月15日㈮までです。左ページの日程表を参考に申告してください。

毎年、申告会場は混雑します。スムーズに申告を済ませるためにも、「申告の手引き」や国税庁のホームページなどを参考に、自主記載をお願いします。申告書は、郵送や電子申告（ｅ－Ｔａｘ）で提出することもできます。

●どのような申告が必要になるかの目安

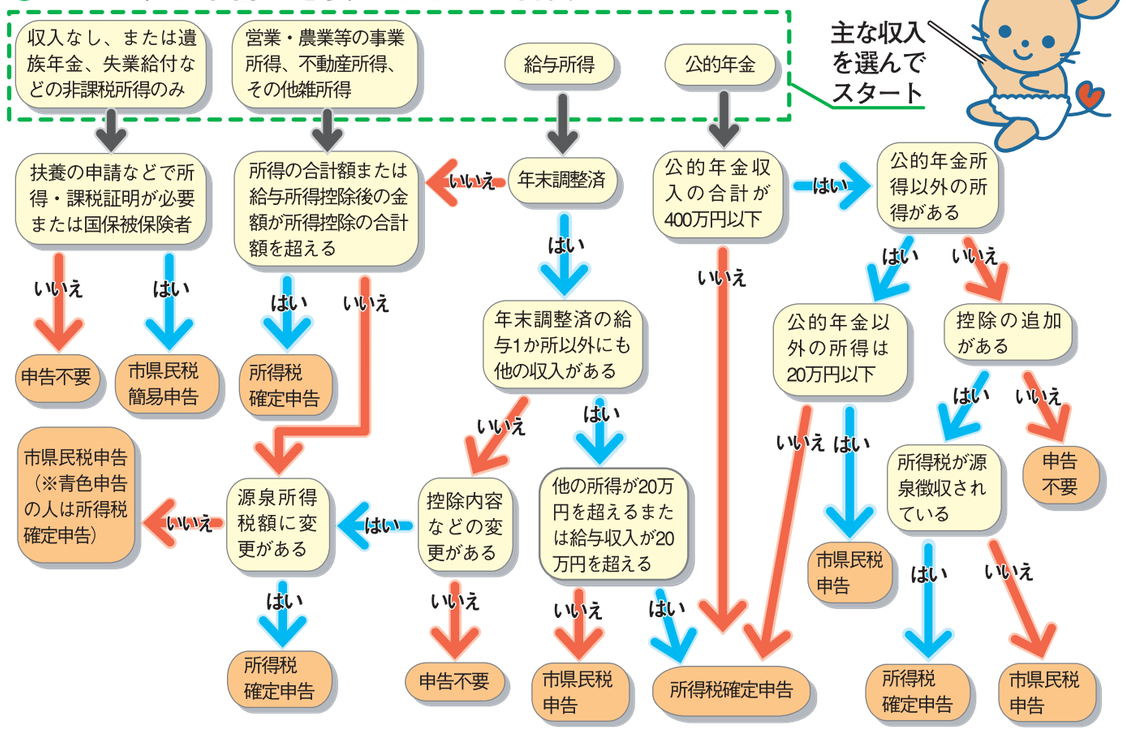

※給与収入が2000万円を超える人は、所得税の申告が必要になります。

※上記表にかかわらず、土地・建物・株式などの売却による所得がある人、青色申告の人、住宅借入金等特別控除の適用を初めて受けようとする人、事業所得や不動産所得などがある人で平成24年中の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人は、イオンモール倉敷申告会場で申告してください。

※上記表は目安です。表に当てはまらない場合、倉敷税務署または市役所税務課へお問い合わせください。

◎市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

○平成25年1月1日現在、総社市内に居住し所得税の確定申告をする必要がない人で、平成24年中に収入のあった人

※ただし、次の人は申告をする必要はありません。

・所得税の確定申告をしている人

・1か所からの給与収入のみで、年末調整が済んでいる給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている人

・公的年金等収入のみで、次の①か②に該当する人

①昭和23年1月2日以降生まれで、年金収入合計額が98万円以下の人

②昭和23年1月1日以前生まれで、年金収入合計額が148万円以下の人

○平成24年中に収入のなかった人（障害・遺族年金のみの人、失業給付のみの人など）で、同居の人の税の扶養になっていない人

※この場合でも、国民健康保険税の算定や非課税証明書の発行に必要なため、申告をお願いします。

◎公的年金収入が400万円以下の人で確定申告が必要な場合もあります。

※公的年金収入合計が400万円以下でその他の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です。ただし、社会保険料の追加や生命保険料の支払い、扶養の追加などがあり、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。また、還付とならない場合でも市県民税・国民健康保険税の申告をしてください。

○申告相談の日程表

（土・日曜日、祝日は申告相談を行いません）

（注意）
この記事は2013（平成25）年の内容です

日程	地区	会場	
2月13日㈬	美袋、日羽	昭和公民館（美袋1915－4）	イオンモール倉敷（2月7日㈭～3月15日㈮） 全地区が対象 ※倉敷税務署員による申告相談です。この期間中、倉敷税務署には申告相談会場を設けていませんので、注意してください。
14日㈭	下倉、種井、延原、宇山、槁		
15日㈮	原、影、中尾		
18日㈪	駅前一丁目、駅前二丁目、泉	サンロード吉備路（三須825－1）	
19日㈫	中央一丁目～中央六丁目		
20日㈬	井尻野		
21日㈭	西郡、地頭片山、岡谷、西坂台、宿		
22日㈮	東阿曽、西阿曽、奥坂、久米、黒尾		
25日㈪	清音柿木、清音軽部		
26日㈫	清音上中島、清音三因		
27日㈬	中原、三輪、清音黒田、清音古地		
28日㈭	小寺、門田		
3月1日㈮	井手、刑部、福井		
4日㈪	総社一丁目～総社三丁目、総社		
5日㈫	溝口、真壁		
6日㈬	槙谷、見延、宍粟		
7日㈭	三須、上林、下林、赤浜		
8日㈮	金井戸、南溝手、北溝手、窪木、長良		
11日㈪	山田、八代	西公民館（秦350）	
12日㈫	上原、富原、下原		
13日㈬	秦、福谷		
14日㈭	久代		
15日㈮	新本		

※会場受付時間は、午前9時から午後4時までです。
※会場の混雑を緩和するため、なるべく上の表を参考に来場してください。
※総合福祉センターや各支所など、上の表にある会場以外での申告相談は行いません。
※市内の会場では、倉敷税務署員による申告相談はありません。

会場を選ぶ目安

●イオンモール倉敷
還付申告を含む所得税の申告全般

●サンロード吉備路、西・昭和公民館
農業所得（青色申告者を除く）、給与や公的年金の収入、雑所得、一時所得がある人。市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

■申告に必要なもの（□は、チェック用にお使いください）

□**印かん**（認印）

□**申告書用紙**が届いている人はその用紙（申告会場にもあります）※市県民税申告書については、本年度送付していませんので、あらかじめ申告書用紙が必要な人は、税務課までお問い合わせください。

□給与や公的年金などの**源泉徴収票、支払報告書**

□農業や不動産所得の帳簿書類や領収書など**所得計算に必要なもの**（収支内訳書の記入に必要）※収支内訳書の記入を事前にお願いします。用紙と書き方の手引きは、税務課にあります。

□生命保険や損害保険契約などの満期・解約・死亡による一時金の**支払調書**（保険会社などが発行）

□個人年金など（公的年金以外）の支払い金額などがわかる書類（保険会社などが発行）

□**社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書**※国民年金保険料等に係る社会保険料控除を受ける場合は、納付したことを証明する書類を、申告書に必ず添付してください。

□**医療費の領収書**（医療費控除を受ける人）
※事前に医療機関別、受診した人ごとに整理、集計をお願いします。

□**寄付金の領収書、または受領書**
（寄附金控除を受ける人）

□**申告者本人の金融機関の口座番号**
（所得税の還付申告をする人）

□**身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳（厚生労働省認定のもの）、※障害者控除対象者認定書**（障害者控除を受ける人 ※12月末現況で要介護認定の人で、イオンモール倉敷会場で障害者控除を受けようとする場合は、障害者控除対象者認定書が必要となります。事前に市福祉課へ介護保険被保険者証と印かんを持参し申請してください。交付必要日数1日から3日）